

令和6年度 台湾現地観光プロモーション業務
受託者選定要領（案）

1 目的

この要領は、令和6年度台湾現地観光プロモーション業務受託者募集要領に基づいて応募があった提案を審査し、令和6年度台湾現地観光プロモーション業務を委託する候補者（以下「委託候補者」という。）を選定するために必要な事項について定める。

2 令和6年度台湾現地観光プロモーション業務委託先審査委員会の設置

上記1の委託候補者を選定するために、令和6年度台湾現地観光プロモーション業務委託先審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

3 審査委員会の構成

- (1) 審査委員会の委員長は国際観光担当課長とする。
- (2) 審査委員会は委員長が招集し、委員長が議長になる。
- (3) 審査委員会は過半数の者が出席しなければならない。
- (4) この要領に定めるもののほか、審査委員会に関し必要な事項は、委員長が定める。

4 審査

提出された企画提案書を審査し、委託候補者を決定する。

5 審査基準

別紙「審査基準」のとおり

6 採点

別添審査表により5段階で行い、「普通」を基準として、普通より優れているものは、「やや優秀」、さほど評価できないものは「やや劣る」、また、特別に優れていると判断できるものは「優秀」、また、特別に評価できないものは「劣る」とする。（100点満点）

配点は次表のとおりとする。

項目		優秀	やや優秀	普通	やや劣る	劣る
理解度		10	8	6	4	2
体制	全般	10	8	6	4	2
	当日	10	8	6	4	2
業務の内容	募集	20	16	12	8	4
	企画	30	24	18	12	6
	渡航	10	8	6	4	2
経済性		10	8	6	4	2
合計		100	80	60	40	20

7 審査結果の集計

審査委員は、提案者1者当たり100点満点で審査し、得点の高い順に順位づけを行う。同点である場合は、審査員の判断により順位づけを行う。ただし、審査表の全配点に上記委員の人数を乗じた点数の6割を最低基準とし、評価点の合計が最低基準に満たない場合は選定しない。

8 審査の方法

- (1) 審査委員が行った順位付けに対し、1位は5点、2位は4点、3位は3点、4位は2点、5位は1点を順位点として付与し、その順位点を合計して順位を決定する。
- (2) 順位点による選定結果を委員全員で協議の上、協議結果を踏まえて業務委託予定先1者を選定する。
- (3) 参加者が1者で、委員の評価点の合計の平均が60点（普通）に満たない場合、不採択とする。

◇順位点

順位	順位点
1位	5点
2位	4点
3位	3点
4位	2点
5位	1点

審査基準

審査項目		審査項目（要求内容）	配点
理解度		○本県が取り組む高付加価値旅行市場の開拓におけるプロモーションの狙いを十分理解した上で、仕様書の内容を満たした効果的な提案となっているか。	10
体制	全般	○同種の業務実績は本業務で成果が期待できる内容か。 ○県との円滑なコミュニケーションが図れるか。 ○スケジュールが計画的であり、効果的な実施が期待できる実施体制が構築できているか。	10
	当日	○スタッフ等の人選は適切か。また、実績は優れたものか。 ○効果的な実施が期待できる人員が配置されているか。	10
業務の内容	募集	【招待者のリストアップおよび招待】 ○リストアップされた対象者は本事業における狙いと合致しているか。また、招へいできる可能性が高いか。	20
	企画	【観光プロモーションの企画】 ○台湾の文化・慣習を踏まえた効果的な企画となっているか。 ○成果指標を達成可能な訴求力の高い企画となっているか。	30
	行程支援	【現地移動手段手配・行程支援】 ○仕様書で定める手配及び行程支援を行うことができるか。	10
経済性		○見積金額が上限の範囲内で適正な価格となっているか。 ○予算内で、最大の効果を出すことができる提案となっているか。	10
合計			100